

合志市在宅高齢者家族介護用品給付事業について

本事業は高齢者（給付対象者）を在宅で介護している家族（介護者）への支援で、市と契約した指定薬局による現物給付配達方式になります。ただし、薬局や地区によっては一部配達できない場合があります。取扱品、取扱メーカー、及び配達対応の可否等を下記指定店にご確認のうえ、申請してください。

審査のうえ、対象として認められた場合は、給付利用ができます。

記

1. 受給資格 次の①又は②に該当する高齢者を、「在宅」で介護している家族
①要介護認定で要介護度が4又は5
②要介護認定で要介護度が3であり、常時おむつ使用が必要な者
2. 給付品目 紙オムツ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー
3. 給付方法 (1) ひと月の給付の限度額は【4,500円】です。
超過分の購入代金は、自己負担となります。
(2) 店舗又は配達にて給付を受けた際は、給付品目及び数量等を確認し、受領書に押印してください。
4. 指定薬局一覧

薬局名	住所	代表者名	電話番号	配達
手嶋薬品	須屋319-17	手嶋雄次	346-1328	○
ベル・ドラッグ	須屋1984-12	原正治	345-7171	○
ドラッグカンパニーフクダ (ハロドラッグ)	御代志1690-6 (菊陽町武蔵ヶ丘)	福田裕也	339-8609 (ハロドラッグ)	○
敬和堂合志薬局	幾久富1758-178	鷹巣義孝	248-3154	

※受給資格の下記要件に該当する場合は、必ず高齢者支援課へ届けて下さい。

偽りその他不正な手段により給付を受けた場合には、給付した介護用品相当額の返還を求めることがあります。

1. 受給資格を喪失するとき

- (1) 給付対象者が「要介護2、要介護1、要支援の認定を受けた」場合
- (2) 給付対象者が「病院等へ入院又は福祉施設等へ入所した」場合
- (3) 給付対象者が「合志市外に転出」又は「死亡」した場合

上記に該当した日の属する月をもって受給資格を失います。

なお、病院等を退院又は福祉施設等を退所し「在宅」となった場合は、改めて申請書を提出してください。

2. その他の変更があるとき

- (1) 給付対象者が「合志市内で転居した」場合
- (2) 「介護用品目等の変更」をする場合

(裏面もお読みください。)

申請から介護用品受け取りまでの流れと注意

申請・給付

① 家族介護用品給付申請書の提出

必要事項を申請書に記入して、「高齢者支援課」に提出してください。

② 受給資格の有無を審査

介護者及び給付対象者の、認定・介護状況を確認します。担当者等が訪問し、在宅での介護状況を確認させていただく場合もあります。

③ 市が給付の可否を通知

市から申請者（介護者）へ、給付の決定通知書又は却下通知書を送付します。

④ 介護用品の受け取り

給付の決定を受けた場合は、指定薬局に連絡し、受け取りに行ってください。

配達希望の方は、指定薬局と配達日等を調整し、配達を依頼してください。

※お受け取りの際は、受領印が必要です。

※指定された薬局でしか受け取りできません。

注 意

※ 入院や施設入所した場合

給付対象者が入院（入所）した場合、その月をもって受給資格を失います。

入院（入所）した月までは給付しますが、翌月から退院（退所）した月まで給付できません。入退院（入退所）の日を、市又は指定薬局にお知らせください。

また長期の入院、入所（3ヶ月以上）の場合、給付再開には再申請が必要になります。

（例1）3ヶ月未満の入院の場合

	4月7日 入院	5月9日 退院	
	4月分	5月分	6月分
給付	○	×	○

（例2）3ヶ月以上の長期入院の場合

	6月7日 入院			9月9日 退院
	6月分	7月分	8月分	9月分
給付	○	×	×	×

※10月分の給付を受けるには再申請が必要

他に受給資格の喪失（前ページ参照）や申請時からの変更事項がありましたら、高齢者支援課までお知らせください。

この他、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

合志市高齢者支援課 包括支援センター班担当
合志市御代志1661番地1 Tel 242-1124（直通）